

令和4年2月1日から、 一般社団法人南阿蘇村農業みらい公社の 「農地仲介登録事業」が始まります

農地の遊休化を防止し、農地の効率的な利用を図るため、次の3つの事業を支援します

1

農地所有者（出し手）が耕作や管理ができなくなった農地をみらい公社へ登録し、みらい公社が「借りたい・買いたい」という農地利用希望者（受け手）へと情報提供をおこない、突き合わせ（マッチング）をおこないます

2

みらい公社と農地法第3条による申請と併せて、解除条件を付した「賃貸借又は使用貸借」による契約を締結し、借り受けた農地をみらい公社が耕作します

3

高齢化などの理由により耕作や管理ができなくなった農地の草刈り、耕耘をみらい公社が請け負い、農地の保全を図ります

※この事業は、出し手と受け手両者の合意、もしくは、みらい公社との農地作付け契約があって初めて成立するものです。仲介については最大限の努力をおこないますが、どうしても相手が見つからず、不調に終わる場合があることも予めご了承ください。

※農地を登録しても、受け手または作付け契約が決まるまでの間は、引き続き農地の管理をお願いします。（現地確認をした際に、農地が荒れていては成立しない場合があります。）

こんな時にご相談を

農業経営を縮小したい

高齢化などの理由により、農業経営の縮小を考えている人は、みらい公社に農地を登録し、農地利用を希望している人へみらい公社が情報を提供します。

遊休農地を何とかしたい

農地が遊休・荒廃化している、または将来その恐れがある場合、その農地を今後どのように活用していけば良いのかご相談ください。

農地所有者が登録できる農地

登録することができる人

南阿蘇村内に、貸付・売買を希望する農地を所有している人

登録できる農地

村内の農業振興地域内の農地

登録できない農地

1. 所有者以外の第三者が利用する権利を有する農地
2. 共有者がいる場合、登録することについての同意を得ていない農地
3. 抵当権などが設定されている、または権利設定、移転についての仮登記がなされている農地
4. その他、登録することについて不適切と認められる農地（山林化、原野化など）



農地利用希望者（受け手）へ

みらい公社に登録された農地を借り受けできる人は、南阿蘇村内に居住または定住する予定の人で、次の条件に合う人です。

1. 農業者、新規就農者
2. 農地法第3条の権利移動の要件を満たしている人（経営面積50アール以上など）

登録の手続き

1. 「農地仲介登録申請書」を農業委員会へ提出（農業者年金および一括贈与の確認をします）
2. みらい公社が農地を借り受ける場合、登録申請された農地をホームページに公表し、突き合わせ（マッチング）をおこないます。

また、みらい公社に農地を貸したい、あるいは草刈りなどの耕耘作業を依頼したい場合は、「農地法第3条許可申請書」と併せて、解除条件を付した「賃貸借又は使用貸借」契約書を農業委員会へ提出

※農業委員会で、小作契約として受け付けをしています「利用権設定申出書」は、法的に契約ができませんので、農地法第3条の許可申請のみとなります。

※農地法第3条の許可申請書の添付資料として、「登記簿謄本」および「字図」が必要となります。（熊本地方務局阿蘇大津支局にて取得）

〈問い合わせ〉

南阿蘇村農業みらい公社

※令和4年3月末までは、農政課内Tel0967 (67) 2706に事務局があります。4月以降は別途お知らせします
南阿蘇村農業委員会事務局 Tel0967 (67) 2706

令和3年度産地交付金の交付単価 南阿蘇村地域農業再生協議会からのお知らせ

産地交付金（※）とは、地域で作成する「水田収益力強化ビジョン」に基づく、二毛作や耕畜連携などを含む産地づくりに向けた取り組みを支援する制度です。国から配分される資金枠の範囲で、都道府県・地域農業再生協議会が助成内容（交付対象作物・取り組み・単価など）を設定します。

令和3年度の熊本県・南阿蘇村の取り組みに応じた配分は、下表のとおりです。

議会など	対象作物	取り組み内容	交付単価
熊本県	そば	基幹作のみ	20,000円/10a
南阿蘇村 地域農業 再生協議会	大豆・そば	基幹作のみ 担い手（認定農業者・集落営農・認定新規就農者）	12,000円/10a
	地域振興作物（野菜・花き・ 花木・果樹・雑穀・その他）	基幹作のみ	12,000円/10a
	地域振興作物（野菜・花き・ 花木・果樹・雑穀・その他）	基幹作のみ 担い手（認定農業者・認定新規就農者）	12,000円/10a
	そば・飼料作物	二毛作	12,000円/10a
	飼料作物	耕畜連携	12,000円/10a

（※）交付決定および支払日は、3月中の予定です。

〈問い合わせ〉南阿蘇村地域農業再生協議会 Tel0967 (63) 3122